

砂川市地域材利用推進方針

策定 平成25年 1 月 30 日

改正 令和 5 年 2 月 20 日

砂川市地域材利用推進方針（以下「推進方針」という。）は、脱炭素化社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、北海道地域材利用推進方針（平成23年3月22日林業木材第1487号）に即して策定するものであり、北海道内の森林から産出され、道内で加工された木材（以下「地域材」という。）の建築物及び公共土木工事（以下「建築物等」という。）における利用の促進を図るための基本的事項等を定めるものである。

第1 建築物等における地域材の利用の促進の基本的事項

1 建築物等における地域材の利用の促進の意義

砂川市内の森林は、天然林の広葉樹をはじめカラマツやトドマツを中心とした人工林が広がり、水源のかん養や土砂災害防止、二酸化炭素を吸収し酸素を提供するなど重要な役割を果たしており、市民にとってかけがえのない重要な財産となっている。

しかし、北海道の林業及び木材産業等は、輸入木材の増加など厳しい情勢から地域材の利用が低調であり、事業活動が停滞し、森林の有する多面的機能の低下が懸念される状況となっている。

このような状況において、地域材の需要を拡大することは、森林から産出される木材等の収益が森林の整備や保全に向けられ、森林資源の循環利用につながることから、森林・林業の再生や山村地域の活性化、雇用の創出を図るうえでも重要である。

また、木材は、断熱性、調湿性等に優れ、再利用が可能な資源であることから、その利用を推進することは、健康的でぬくもりのある快適な生活空間の形成や二酸化炭素の排出抑制を図り地球温暖化の防止にも貢献するものである。

以上のことから、市は市内の建築物等において積極的に地域材を利用することにより、木材利用と森林整備の両立を推進し、その効果に関して市民への理解を深めることが重要である。

2 地域材の利用を促進すべき公共建築物

この推進方針において、地域材の利用を促進すべき公共建築物は、法に基づき地域材の利用を促進すべき公共建築物（法第2条第2項各号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げるもの）のうち、本市が整備するものとする。

3 公共建築物における地域材の利用の促進の基本的方向

公共建築物の整備においては、木造化又は内装等の木質化を図ることにより地域材の利用の促進に努めるとともに、北海道と連携し、地域材の利用に取り組みやすい体制整備に努めるものとする。

(注) この推進方針において「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいい、「木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替えに当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

第2 公共建築物における地域材の利用の目標

公共建築物における地域材の利用にあたっては、以下により推進するものとする。

1 木造化の推進

市は、その整備する公共建築物について、可能な限り木造化を検討するものとし、地域材の耐火性等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては、木造化を図るよう努めるものとする。

2 木質化の推進

市は、その整備する公共建築物について、中高層・低層にかかわらず、内装等の木質化が適切と判断される部分は木質化を図るよう努めるものとする。

第3 その他市内の建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項

1 公共建築物及び公共土木の整備・施工においてコスト面で考慮すべき事項

公共建築物及び公共土木（以下「公共建築物等」という。）の整備・施工において地域材を利用するにあたっては、設計上の工夫や効率的な調達等によって、建設コスト及び維持管理コストの低減に努めるほか、利用者のニーズや地域材の利用による付加価値等を十分考慮し、これらを総合的に判断したうえで、地域材の利用に努めるものとする。

2 公共建築物等における地域材利用の推進体制

市の公共建築物等における地域材の利用の促進を効果的に図っていくため、市の関係部局間で連携を図り、必要な情報交換を行うなど、公共建築物等における地域材の利用の取組を推進するものとする。